

○伊勢広域環境組合斎場の設置及び管理に関する条例

平成13年 4月 1日

組合条例第9号

改正 平成18年 2月22日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、伊勢広域環境組合斎場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 火葬の用に供するため、伊勢広域環境組合斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊勢広域環境組合斎場
- (2) 位置 度会郡玉城町世古395番地の5

(業務)

第4条 斎場の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の火葬に関すること。
- (2) 胞衣汚物の焼却に関すること。

(使用の許可)

第5条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、斎場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用者の義務)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、斎場の使用に際し、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により付けられた許可の条件及び管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第8条 管理者は、使用者が前条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けたときにおいて納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用の禁止)

第12条 使用者は、施設及びこれに付属する器具の使用許可を受けた目的以外に使用し、又はこれらの使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間等、許可証に記載してある事項を守ること。
- (2) 壁、柱等に紙類を貼り又はくぎ類を打たないこと。
- (3) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用を終わったとき又は第8条の規定により使用許可の取消し、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(焼骨の引取り)

第16条 使用者は、管理者の指定する時刻までに焼骨（遺体及び遺体とともに火葬に付された者をいう。以下同じ。）を引き取らなければならない。

(引取りのない焼骨の取扱い)

第17条 前条の規定により指定した時刻までに焼骨の引取りがない場合は、組合においてその焼骨を火葬炉以外の場所に一時保管する。この場合において、その保管した焼骨について相当の期間を経過してもなお引取りがないときは、組合において適宜処分する。

2 焼骨の引取りがあった場合において、使用者が引き取らなかった焼骨の一部があるときは、組合において適宜処分する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月22日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

別表（第9条関係）
斎場使用料

区 分		単 位	金 額	
			管内在住者	管外在住者
火 葬	12歳以上の者	1体	円 4,000	円 50,000
	12歳未満の者	1体	3,000	40,000
	死産児	1体	2,500	30,000
	胞衣汚物	30kgまでごとに	3,000	40,000
霊 安 室		24時間以内	1,000	2,000
		24時間を越え1時間 までごとに	100	200

備考

この表において、「管内在住者」とは、死亡者（死産児については、その父又は母）が死亡時に伊勢市、明和町、玉城町、度会町に住所を有している者をいい、「管外在住者」とは、その他の者をいう。